⑹ Qualification for participation : Suppliers eligible for participation are those who shall :

① not come under Article 3 of the Public Announcement on the Qualifications for participating in the Tendering Procedures by JOGMEC.

② have Grade A, B or C on “offer of services etc” in the Kanto・Koushinetsu district. These qualifications are specified in tender by Ministry of Economy, Trade and Industry (single qualification for every ministry and agency), in the fiscal years 2019, 2020 and 2021.

③ For other requirements for participation, refer to the explanatory materials.

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和３年12月28日

支出負担行為担当官

北海道開発局札幌開発建設部長　石川　　伸

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発札幌第16号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　幾春別川総合開発事業の内　三笠ぽんべつダム堤体建設第１期工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

幾春別川総合開発事業の内　三笠ぽんべつダム堤体建設第１期工事にかかる技術協力業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　工事場所　北海道三笠市

⑷　工事内容

１）技術協力業務

ⓐ　技術協力業務　一式

ⓑ　予定工期　契約締結日の翌日から令和４年11月28日までを予定している。

ⓒ　本技術協力業務において、主たる部分の再委託は認めない。

２）施工（以下「建設工事」という。）

ⓐ　優先交渉権が与えられる工事内容

台形ＣＳＧダム　一式

ⓑ　予定工期　契約締結日の翌日から令和９年３月17日までを予定している。

⑸　本建設工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格の交渉を実施し、交渉が成立した場合に、本建設工事の契約を締結する。

⑹　本案件は、説明書等の交付及び資料提出を電子入札システムで行う。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

本案件は、電子入札システムにおいては公募型指名競争入札方式（標準型）を利用して実施する。したがって、電子入札システムでの案件検索にあたっては「公募型指名競争入札方式（標準型）」を選択するとともに、「技術提案書」は「競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）」として取り扱い、申請書、技術資料等を提出すること。

⑺　本案件は、技術提案書を提出したもので競争参加資格があると認められるものの中から、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑻　参考額　本建設工事に先立って実施する技術協力業務及び本工事の規模は、入札説明書を参照。

⑼　本案件は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙方式に代えるものとする。

⑽　本建設工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　総価契約単価合意方式の適用

ア　本建設工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本建設工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、工事の契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ　後工事の請負契約を随意契約により前工事の受注者と締結する場合についても、本建設工事において合意した単価等を使用するものとする。

ウ　本方式の実施方式としては、

ⓐ　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。ⓘにおいて同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

ⓘ　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。

ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

エ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

オ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⑿　本建設工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、技術提案の範囲は対象としない。

⒀　本建設工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。

⒁　本建設工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＣＩＭ（Construction Information Modeling／Management）を導入することによって、ＩＣＴの全面的活用を推進し、建設生産プロセス全体でのＣＩＭモデルの活用による課題解決および業務効率化を図ることを目的として実施するＣＩＭ活用工事（受注者希望型）である。

⒂　本建設工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⒃　本建設工事は、週休２日による施工の対象工事である。受注者は契約後、週休２日による施工を行わなければならない。

⒄　本建設工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の対象工事（主たる工種が屋外作業）である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体で、北海道開発局長から入札参加資格の決定を受けた者。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。なお、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。